

企画競争説明書

業務名称：ジンバブエ国灌漑開発および流域農業開発に向けた
情報収集・確認調査

調達管理番号：20a01020

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月10日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月10日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：ジンバブエ国灌漑開発および流域農業開発に向けた情報収集・確認調査

（2）業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

（3）適用される契約約款：

（●）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

（ ）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（4）契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課、田中 圭介 Tanaka.Keisuke@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発 第二グループ

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年2月22日12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：質問提出期限の翌日から起算して4営業日内までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月5日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ZWL1=1.28 円

- b) US\$ 1 = 103.90 円
- c) EUR 1 = 126.00 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／水資源開発
- b) 灌漑施設設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
------------	-----

3 %未満	2. 2 5 点
3 %以上 5 %未満	2. 0 0 点
5 %以上 1 0 %未満	1. 7 5 点
1 0 %以上 1 5 %未満	1. 5 0 点
1 5 %以上 2 0 %未満	1. 2 5 点
2 0 %以上 3 0 %未満	1. 0 0 点
3 0 %以上 4 0 %未満	0. 7 5 点
4 0 %以上 5 0 %未満	0. 5 0 点
5 0 %以上 1 0 0 %未満	0. 2 5 点
1 0 0 %以上	0 点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月22日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 *
- ⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
- 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：灌漑開発、流域開発にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／水資源開発

➤ 灌漑施設設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水資源開発）】

- a) 類似業務経験の分野：水資源開発にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ジンバブエ共和国及びアフリカ地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 灌漑施設設計】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑開発、灌漑施設整備にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ジンバブエ共和国及びアフリカ地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水資源開発</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>灌漑施設設計</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以 上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ジンバブエ国灌漑開発および流域農業開発に向けた情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題

ジンバブエは、南部アフリカ地域の中心部に位置する内陸国で豊富な鉱物資源と高い農業ポテンシャルを有する。2018年に農林水産業が占めるGDPの割合は8.3%と低いが、国民の約70%が農業に従事しており、農業はジンバブエ政府により国民の生計を支える重要産業に位置付けられている。また、ジンバブエ土地・農業・水・地方再定住省（以下「ジンバブエ農業省」）は、農業生産性向上を最重要課題として位置付けている。

ジンバブエの年間降雨量は平均約860mmであるが、地域によって1,000mm以上のところもある一方、500～600mm程度の半乾燥地もあり多様である。特に、降雨は11月～4月の雨季に集中し（月100～200mm）、5月～10月の乾季には降雨が著しく減少する（月約50mm）ことから、灌漑開発の重要性は高い。本調査の主な対象エリアであるマシング州は年間降雨量が600mm以下の半乾燥地域で、年間を通じて降雨量の変動するとともに降雨パターンが不規則なため、干ばつに対し脆弱であり、ジンバブエ国内でも最貧困地域に位置付けられる。

1985年、ジンバブエ政府は日本政府に対し中規模灌漑計画実施に係る調査協力支援を要請した。これを受けてJICAは同年に事前調査団を派遣し、1986年から1989年にかけて開発調査事業「マシング州中規模灌漑計画実施調査」を実施し、同調査で策定された計画に基づき、無償資金協力でダム6基を含む灌漑設備の整備を支援した。また、1989年から1990年にかけて「ニャコンバ地方灌漑計画実施調査」を実施し、同調査で策定された計画に基づき、1996年と2015年の2回にわたり無償資金協力で灌漑設備の整備を支援している。

2012年には、ジンバブエの灌漑開発維持強化を目的にアドバイザー派遣を開始した。翌2013年には、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で来日したムガベ大統領（当時）に対し、安倍総理（当時）から、灌漑整備に関する調査および援助調整アドバイザー派遣を実施することを表明し（2013年6月）、アドバイザー派遣や調査事業を通じた支援を継続してきた。加えて、TICAD V開催翌年の2014年から、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官コース・普及員コース）」にジンバブエ農業省の行政官を招聘

し、2019年3月より同国で技術協力プロジェクト「市場志向型農業振興事業」（以下「ZIM-SHEP」）を実施している。同事業では、農家に対して「作ってから売る」から「売のために作る」への意識改革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上による農家の園芸所得向上を目指し技術支援を行っている。

2019年3月には、サイクロン「イダイ」が南部アフリカを直撃し、ジンバブエも甚大な被害を受けた。JICAは2019年5月と10月に現場踏査を実施し、無償資金協力量シンゴ州中規模灌漑設備整計画実施調査に基づき建設されたマグドゥダムで大きな被害を確認し、チニャマツムワダム、マプテダムでも洪水吐端部の法面の浸食及び堤体に若干の漏水を確認した。

このような状況下、本調査では1) サイクロンにより大きな被害が確認されたマグドゥダム1基の修繕に係る緊急性の把握、2) マシンゴ州中規模灌漑設備整備事業で建設された、その他のダム5基の現状及び将来的な改修の検討、3) 所得向上へ向けた新規灌漑開発の可能性について調査する。

（2）農業セクターにおけるジンバブエ政府の政策

ジンバブエ政府は、「持続可能な社会経済形成に向けたジンバブエ・アジェンダ（Zimbabwe Agenda for Sustainable Socio-Economic Transformation, ZIMASSET）」、「包括的農業政策フレームワーク（Draft Comprehensive Agricultural Policy Framework (2012-2032)）」、「食料と栄養安全政策（Food and Nutrition Security Policy）」等の国家政策を掲げ、その中で農業農村開発及び灌漑政策の振興を掲げている。

（3）農業セクターにおける我が国の援助方針及び支援状況

日本政府は、対ジンバブエ共和国国別援助方針（2016年3月）において、重点分野「豊富な資源の有効活用」を掲げ、「農業支援プログラム」として食糧生産の安定化及び高いポテンシャルを有する農業資源を活用するための灌漑整備と市場対応型農業の促進を開発課題に位置付けている。

1989年から1995年にかけてマシンゴ州の中規模灌漑施設の整備を目的に、無償資金協力で中規模ダム6基（マグドゥダム、ムサベレマダム、チニャマツムワダム、マシヨコダム、マプテダム、ムンジャンガンジャダム）の建設を実施（有効貯水量33.98百万Sqm、受益地336ha（計画時値）¹²）。

1996年に無償資金協力によりニャコンバ灌漑地区のブロック B、C、D（灌漑面積合計434ha、裨益農家532世帯（完工時））を整備。また、2015年にブロックAの灌漑設備の整備事業を着工（灌漑面積約146ha、裨益者農家228世帯（計画値））。

上記、灌漑開発に伴いJICAは、灌漑施設の現況データベースの整備、維持管理技術及び修復計画の立案等を目的に、2012年から2017年まで農業・機械化・灌漑開発省に灌漑開発管理アドバイザーを派遣した。

また、2019年3月から5年間の計画で技術協力プロジェクト「ZIM-SHEP」を実施している。本事業は2024年までに首都ハラレと第2の都市ブラワヨを除く

¹ 平成5年度開発調査案件に関するフォローアップ調査報告書、1994、国際協力事業団、財団法人国際開発センター、財団法人日本国際協力センター

² マシンゴ州中規模灌漑計画基本設計事業確認調査報告書、1992、国際協力事業団、株式会社三祐コンサルタンツ

全8州で計2,860人の農民を対象に展開される予定である。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

- ① マグドゥダム1基の修繕に係る緊急性を把握及び緊急修繕計画の策定のための情報の収集・確認
- ② マシング州中規模灌漑設備整備事業で建設された上記マグドゥダムを除くダム5基の現状把握及び将来的な改修に関する情報の収集・確認
- ③ 農家の所得向上へ向けた新規灌漑開発の可能性に関する情報の収集・確認

(2) 調査の範囲

本調査は、ジンバブエ共和国における灌漑セクターについて、「第3条(1) 調査の目的」を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書を作成し、発注者及び相手国関係機関に説明の上、提出するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査期間

業務は2021年4月中旬より開始し、2022年2月下旬の完了とする。COVID-19感染症拡大の影響により、調査実施期間に変更の可能性が生じる場合は、前広に発注者と変更に係る協議をすること。

(2) 調査対象

本調査は調査の優先度に応じ、調査対象を下記3つのグループに分けて実施する。なお、グループAの調査を最優先とし、次いでグループB、最後にグループCの現地調査を実施する。

対象分類	対象地域	グループの特徴
グループA	マシング州中規模灌漑計画で整備されたマグドゥダム	サイクロンによる大きな被害が報告されているダム。
グループB	マシング州中規模灌漑計画で整備されたその他のダム5基（ムサベレマダム、チニヤマツムワダ、ムマシヨコダム、マプテダム、ムンジャンガンジャダム）	現時点で大きな被害が報告されていないダム。
グループC	ジンバブエ全域 灌漑開発の調査対象エリア。ジンバブエ政府の灌漑開発計画及び協議を踏まえ、衛星画像や現地調査の結果を基にポテンシャルの高い地域を絞る。	

(3) 調査方針

本調査は、2019年のサイクロンにより大きな被害を受けたマグドゥダム
の修繕に係る緊急性の調査及び緊急修繕業務計画書（案）作成を優先して実
施すること。続いて、マシング州中規模灌漑設備整備事業で整備された、その
他のダム5基の現状調査を実施する。これらダムは、1989年から1995年に建
設され、完工から25年から30年以上経っている。そのため、ダム施設の被
害や劣化も懸念されることから、現状調査を入念に実施し、将来的な改修計
画策定を検討する。加えて、ジンバブエ政府の灌漑開発計画及びC/Pとの協
議に基づき、新規灌漑開発の可能性について情報を収集し、新規灌漑開発（案）
の検討を行う。なお、これら新規灌漑開発の検討では、自然・社会環境に配慮
すること。また、流域に居住する農家（ZIM-SHEP対象農家を含む）のニーズ
を十分に把握し、農家の所得向上への貢献等の観点から、新規灌漑開発がも
たらす効果についても十分に検討を行う。

1) マグドゥダムの修繕に係る緊急性の調査・緊急修繕業務計画書（案）の 作成（グループA）

本調査では、2019年の現地踏査により、大きな被害が確認されたマグドゥ
ダムの修繕に係る緊急性を調査することを最優先事項とする（これを「調査
対象グループA」とする）。

現地での調査の結果、修繕の緊急性が極めて高いと認められる場合には緊
急修繕業務計画書（案）を作成する。緊急修繕作業は政府資金等により、現
地施工・管理業者による実施が想定されるため、現地施工・管理業者の実施
能力及び技術力を調査し、適当と判断される現地施工・管理業者を少なくと
も3社選定し現地企業リストを作成する。現地企業リストには評価結果及び
各社見積りを添付し、緊急修繕業務計画書（案）に含める。

また、政府資金及び他ドナー資金の活用の可能性も調査し、活用可能な資
金量に応じた緊急修繕計画案を複数作成する。なお、当該修繕は応急措置で
あり、大規模な工事としない。

2) 他ダム5基の現状調査・緊急修繕業務計画書（案）の作成（グループ B）

次に、残りのダム5基（これを「調査対象グループB」とする）の現状調査
を実施し、現状把握を行う。2019年に実施された現地踏査ではチニヤマツムワ
ダム、マプテダムでも洪水吐端部の法面の浸食や堤体に若干の漏水が確認され
ているところ、「調査対象グループB」では上記ダム2基の現状調査を優先的
に実施し、その後、残りの3基のダムを対象に調査を行う。

これら5基の現状調査結果を踏まえ、被害が拡大していると判断されるダム
については緊急修繕業務計画書（案）を作成する。

3) 資金協力によるダム改修業務案件の検討（グループA、B）

上記、1）、2）の調査の結果、抜本的な修繕が必要と判断される場合は、
各調査対象グループの調査段階において長期的な対策として資金協力による
ダム改修業務計画書（案）も併せて作成する。ダム設備の改修業務計画案作成
においては、将来、類似のサイクロン・洪水が発生する可能性を踏まえ、同様

の被害が起きないように自然災害に強い設計・改修とする。加えて、将来的なダム
の改修後に、現地主体で持続的にダム施設の維持管理を行うことを念頭に、
現地ダム設備管理機関の維持管理能力と補修技術を調査し、評価結果とともに、
現状実施されているダム設備の維持管理システムにおける改善点を改修業務
計画書案に含める。

4) 新規灌漑開発の検討（グループ C）

ジンバブエ全域を対象に（これを「調査対象グループ C」とする）、農業開
発の視点から、新規灌漑開発のポテンシャルが高い地域を選定し、流域に居住
する農家の営農を中心としたニーズ及び新規案件立案の可能性について現地
調査を行い、新規流域灌漑開発計画案（少なくとも 3 案）を策定する。新規灌
漑開発計画候補の選定においては、ジンバブエ政府の灌漑開発計画に基づき、
C/P の意見を踏まえ対象エリアを絞るが、自然・社会環境に配慮するものとし、
またポンプを使わず重力式灌漑が可能か否かなど、維持管理の面も評価項目と
する。また、流域に居住する農家（ジンバブエ全土で実施している ZIM-SHEP 事
業対象農家を含む）のニーズを十分に把握し、農家の所得向上への貢献等の観
点から、新規灌漑開発がもたらす効果を十分に検討し、調査候補地域を絞り込
むこと。

（4）調査結果に係る相手国政府関係者との協議、および報告書の作成

上記のとおり、調査の緊急度が調査対象によって異なるため、グループ A, B, C
の各調査終了後に、調査結果について相手国政府関係者に説明し、コメントを
得る。具体的事業アイデアに関して、必要あれば最終化に必要な追加情報収集
を行う。

第 5 条 調査の内容³

【第一回国内調査】（2021 年 4 月下旬から 5 月上旬）

（1）関連資料・情報の収集・分析等（グループ A, B, C）

調査対象グループ A、B、C に関する既存の関連資料・情報、データを整理、分
析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。現地でさ
らに収集する必要がある資料・情報及び現地面談相手機関をリストアップする。

（2）インセプションレポート（案）の作成（グループ A, B, C）

上記、（1）で収集した情報、分析結果及び調査の全体方針を取りまとめたイ
ンセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容
は以下のとおり。

³ 本文の記載内容を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、調査スケジュールも
含め提案すること。

- 1) 調査の背景、経緯
- 2) 調査の目的
- 3) 調査の方針
- 4) 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- 5) 作業計画（作業工程チャート、日程等）
- 6) 調査員の作業及び作業期間
- 7) 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- 8) 提出する報告書とその目次案

(2) インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化（グループ A, B, C）

JICA と会議を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート（案）を最終化し、JICA の承認を得る。

【第一回現地調査】（2021年5月中旬～7月中旬）（グループ A, C）

(1) マグドゥダムの現状把握調査（グループ A）

以下に示す事項を中心に情報を収集し整理する。

- 1) 被害状況
- 2) 被害発生要因
- 3) 被害拡大の可能性
- 4) 修繕の緊急性
- 5) ジンバブエ政府による対策状況

(2) 緊急修繕業務計画書（案）作成のための調査（グループ A）

上記、現状調査の結果、修繕の緊急性が認められる場合には、緊急修繕業務計画書（案）を作成する。以下に示す調査項目または資料を作成するための情報収集・調査・分析を必須事項とし、その結果を緊急修繕業務計画書（案）に含めること。緊急修繕業務計画書（案）は予算規模に応じ複数作成すること。

- 1) 概略設計図案
- 2) 現地技術・資材の利用可能性

緊急修繕業務は、現地施工・管理業者による実施が想定されるため、緊急修繕業務計画書（案）の作成に当たっては、現地技術・資材の利用可能性について、その適正を十分に調査すること。また、現地技術・資材の代用可能性が低い場合には、現地企業でも利用可能な適正技術・資材を検討して対応案を提示すること。

3) 現地企業リストの作成

現地施工・管理業者のリスト作成については、少なくとも3社を選定し、各社の実施能力（技術力、体制）及び過去の施工経験を踏まえ評価し、評価結果及び緊急修繕業務についての各社参考見積りを添付し、緊急修繕業務計画書（案）に含めること。

4) 緊急修繕業務の実施に利用可能な他ドナーのスキームの調査及び緊急修繕計画書の作成

政府予算以外にも利用可能な他ドナーのスキームについて調査し、それら利用可能な予算規模に応じた緊急修繕計画書を複数作成する。当該修繕は応急措置であり、大規模な工事とはしないこと。大規模な改修工事は資金協力で実施する想定であり、下記（4）のダム改修業務計画書（案）にその詳細を記載すること。

（3）緊急修繕業務計画書（案）の相手国関係者への説明・JICA への提出（グループA）

相手国政府関係者に説明し、コメントを得た後、修正を加え、速やかにJICAに提出すること。

（4）ダム改修業務計画書（案）作成のための調査（グループA）

上記、現状調査の結果、将来、ダムの抜本的な改修が必要であると判断される場合には、ダム改修業務計画書（案）を作成する。以下に示す調査項目は必須事項とし、その結果をダム改修業務計画（案）に含めること。なお、ダム改修業務計画書（案）は改修計画の規模・コンポーネントに応じて2つ以上の案を提案すること。

1) 設計、コスト概算に係る調査

将来、自然災害による同様の被害が起きないように、強固な設計とすること。

2) 適正投入技術・資材の調査

災害に強いダム施設に改修するために、適正な技術・資材を提示すること。

3) ダム維持管理のための補修技術と管理システムの調査

将来的なダムの改修後に、現地主体で持続的にダム施設の維持管理を行うことを念頭に、現地ダム設備管理機関の維持管理能力と補修技術を調査し、評価結果とともに、現状実施されているダム設備の維持管理システムにおける改善点を改修業務計画書案に含める。

4) 環境、地域社会影響調査（グループ A）

将来的なダムの改修が及ぼす自然環境への影響及び周辺住民への社会調査を調査し、その可能性、影響の度合いを定量的に示すこと。また、それら可能性のある影響に対する対応策を改修業務計画書案に含めること。

(5) 新規灌漑開発計画書（案）作成へ向けた情報収集（グループ C）

新規灌漑開発の可能性を調査するため、ジンバブエ国政府の灌漑開発政策、関連政策、開発予算、及び他ドナーの支援状況等に関する情報を収集・分析すること。

(6) 調査候補地の絞り込み（グループ C）

候補地については、上記（5）で得た情報を基に、相手国政府の灌漑開発計画に資するよう、相手国関係者及び JICA と協議し、調査地域グループ C の調査候補地を 8～10 エリアに絞ること。なお、流域に居住する農家（ZIM-SHEP 事業対象農家を含む）のニーズを十分に把握し、それら農家の所得向上への貢献等の観点から、新規灌漑開発がもたらす効果について十分に検討し、調査候補地域を絞ること。

(7) インタリムレポート（案）の作成。（グループ A, C）

上記、【第一回現地調査】の情報収集・調査・分析の結果を踏まえ、インタリムレポートを作成する。インタリムレポートの内容は以下のとおり。

- 1) 調査対象グループ A の現状調査結果 （グループ A）
- 2) 現状調査の調査結果に基づき作成する緊急修繕業務計画（案）及びダム改修業務計画書（案）（グループ A）
- 3) 【第一回現地調査】（5）、（6）で実施するグループ C に係る情報収集・分析及び相手国 C/P と JICA との協議を踏まえた、新規灌漑開発の調査候補地域の検討結果。インセプションレポートに示されるグループ C の調査方針、内容と方法、作業計画について変更点があれば記載すること。（グループ C）

(8) インタリムレポート（案）を相手国政府関係者へ説明し、その結果を反映（グループ A, C）

【第二回国内調査】（2021年7月下旬～8月上旬）

(1) インタリムレポートの JICA への説明・最終化（グループ A, C）

(2) 関連資料・情報の収集・分析等（グループ B）

調査対象グループ B のダム全 5 基に関する追加関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。また、現地でさらに収集する必要がある資料・情報及び現地面談相手機関をリストアップする。

【第二回現地調査】（2021 年 8 月中旬～10 月上旬）（グループ B）

(1) グループ B の現状調査（グループ B）

【第一回現地調査】（1）と同様、グループ B の現状調査を実施する。2019 年に実施された現地踏査ではチニャマツムワダム、マプテダムでも洪水吐端部の法面の浸食及び堤体に若干の漏水が確認されているところ、「調査対象グループ B」では上記ダム 2 基の現状調査を優先的に実施し、その後、残りの 3 基のダムを対象に調査を行う。

(2) 緊急修繕業務計画書（案）作成のための調査（グループ B）

上記、グループ B の現状調査結果の結果、修繕の緊急性が認められる場合には、【第一回現地調査】（2）の記載内容と同様に、緊急修繕業務計画書（案）を作成する。

(3) 緊急修繕業務計画書（案）の相手国政府関係者への説明・JICA への提出。
（グループ B）

緊急修繕業務計画書（案）を相手国政府関係者に説明し、コメントを得た後、修正を加え、速やかに JICA に提出すること。

(4) ダム改修業務計画書（案）作成のための調査（グループ B）

上記、現状調査の結果、将来、ダムの抜本的な改修が必要であると判断される場合には、【第一回現地調査】（4）の記載内容と同様に、ダム改修業務計画書（案）を作成する。

【第 3 回国内調査】（2022 年 1 月上旬）（グループ C）

(1) 新規灌漑開発計画書（案）作成のための調査対象候補エリアに関する情報の収集（グループ C）

上記、【第一回現地調査】（5）、（6）に基づき絞られた調査対象候補エリアについて、衛星画像を活用し地形情報を収集し、新規灌漑開発の可能性について分析する。ポンプを使わず重力式灌漑が可能か否かなど、灌漑設備の持続的維持管理も選定の評価項目とする。

(2) 調査対象エリアの特定（グループ C）

上記（1）で収集した情報を参考に、JICA と協議し、調査対象エリアを 5 エリア程度特定する。

【第三回現地調査】（２０２２年１月中旬～２月上旬）（グループC）

（１）新規流域灌漑開発業務計画書案作成のための調査（グループC）

調査対象５エリアについて相手国政府関係者と合意の上、以下に示す項目に関する情報収集・調査・分析を行う。

- １）対象エリアの社会経済状況
- ２）農業の現状に関する情報収集・分析
- ３）農家（ZIM-SHEP 事業対象農家を含む）のニーズ及び灌漑開発がもたらす効果についての調査
- ４）自然環境（気象・地形等）
- ５）河川・水文状況
- ６）環境・社会影響調査

新規灌漑開発が及ぼす自然環境への影響及び周辺住民への影響を調査し、その可能性、影響の度合いを定量的に示すこと。また、それら可能性のある影響に対する対応策を改修業務計画書案に含めること。

- ７）想定される灌漑設備設計案
- ８）想定される事業費概算
- ９）想定される維持管理体制の確認

将来的な新規灌漑開発後に、現地主体で持続的に灌漑施設の維持管理を行うことを念頭に、想定される維持管理体制の確立のための情報収集を行う。現地ダム設備管理機関の維持管理能力・補修技術等について調査し、持続可能かつ実施可能な灌漑設備の維持管理体制案を提案すること。

（２）新規灌漑開発計画書（案）の作成（グループC）

これまでの調査を通じて収集した情報をまとめ、新規灌漑開発のポテンシャルが高い、少なくとも３エリアに関する調査結果を取りまとめた新規灌漑開発計画書（案）を作成する。

（３）ドラフトファイナルレポートの作成（グループA, B, C）

また、これまで実施した本調査のすべての結果を取りまとめたうえで、ドラフトファイナルレポートを作成する。記載内容は別紙報告書目次案を参考とすること。

（４）ドラフトファイナルレポートの相手国政府関係者への説明（グループA, B, C）

【第四次国内調査】（2022年2月中旬～2月下旬）

（１）ファイナルレポートの作成

JICA にドラフトファイナルレポートを説明・協議し、内容について基本的了解を得る。JICA 及び相手国政府関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

第5条 報告書等

（１）調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、ファイナルレポートを最終成果品とする。最終成果品の提出期限は2022年2月下旬とする。以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数など
インセプションレポート	2021年5月上旬	和文2部
インテリムレポート	2021年8月上旬	和文2部 英文1部
ドラフトファイナルレポート	2022年2月上旬	和文2部 英文1部
ファイナルレポート	2022年2月下旬	和文2部 英文1部 CD-R 1部
緊急修繕業務計画書（案）	作成後速やかに提出	和文各2部 英文各1部

注1：ファイナルレポートは製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、関係者との会合等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

注2：報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知見があるネイティブスピーカーの校閲をうけること。

注意3：報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。

注意4：報告書には、調査対象の状況がわかるよう適宜写真を掲載すること。

（２）その他の報告書類

相手国政府関係者との各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、速やかに発注者に提出する。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での主な目次案を示したものであるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
 - 1-2-1 調査の目的
 - 1-2-2 調査対象地域
- 1-3 調査団と調査工程
 - 1-3-1 調査団の構成
 - 1-3-2 調査スケジュール
- 1-4 調査計画
 - 1-4-1 調査手法
- 1-5 調査結果の概略

第2章 調査結果（グループA）

- 2-1 現状調査
 - 2-1-1 被害状況
 - 2-1-2 被害発生要因
 - 2-1-3 被害拡大の可能性
 - 2-1-4 修繕の緊急性
 - 2-1-5 ジンバブエ政府による対策状況
- 2-2 緊急修繕業務計画書（案）（※複数作成）
 - 2-2-1 概略設計図案
 - 2-2-2 現地技術・資材の利用可能性
 - 2-2-3 現地企業の選定基準・評価結果
 - 2-2-4 緊急修繕業務の実施に活用可能な他ドナーのスキーム
- 2-3 ダム改修業務計画書（案）
 - 2-3-1 新規灌漑設計、コスト概算に係る調査結果

- 2－3－2 適正投入技術・資材の調査
- 2－3－3 ダム維持管理のための補修技術と管理システムの調査
- 2－3－4 環境・社会影響調査

第3章 調査結果（グループB）

第2章と同様の構成とする。

第4章 調査結果 （グループC）

- 4－1 ジンバブエの灌漑開発の現状
 - 4－1－1 ジンバブエ政府灌漑開発計画の概要
 - 4－1－2 我が国の同分野における支援状況
 - 4－1－3 他ドナーの支援状況等
- 4－2 新規流域灌漑開発計画概要
 - 4－2－1 調査対象エリアの選定基準、方法、選定結果
 - 4－2－2 調査対象地域の社会経済状況
 - 4－2－3 調査対象エリアの農業
 - 4－2－4 調査対象エリアにおける農家（ZIM-SHEP対象農家を含む）のニーズと灌漑開発がもたらす効果
 - 4－2－5 調査対象エリアの自然環境（気象・地形等）
 - 4－2－6 調査対象エリアの河川・水文状況
 - 4－2－7 環境・社会影響調査
 - 4－2－8 想定される灌漑設備設計案
 - 4－2－9 想定される事業費概算
 - 4－2－10 想定される維持管理体制

第5章 総括

別添資料

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年4月～2022年2月まで本業務を実施することを想定している。

調査対象国については、計3回の渡航を想定しているが、詳細な工程については、プロポーザルで提案すること。また、上記より短期間での調査が可能な場合はプロポーザルで提案を行うこと。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約16人月(M/M) (現地: 11M/M国内: 5M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/水資源開発(2号)
- ② 灌漑施設設計(3号)
- ③ 流域農業開発
- ④ 環境社会影響評価
- ⑤ 施設積算

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託は想定していません。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 現場視察報告書(第1回)一式(英文)
- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 現場視察報告書(第2回)一式(和文)

2) 公開資料

- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 事前調査報告書(国際協力事業団, 1986.4)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/10297968.pdf>
- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 実施調査報告書(1988年3月)(国際協力事業団, 1988.3)
https://libopac.jica.go.jp/images/report/10651743_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/10651743_02.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/10651743_03.pdf
- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 基本設計調査報告書(1989年5月)(国際協力事業団, 1989.5)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/10757995_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/10757995_02.pdf

- ジンバブエ共和国マシング州中規模灌漑計画 基本設計事業実施確認調査報告書（国際協力事業団：三祐コンサルタンツ，1992.6）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/10988202.pdf>

（５）その他留意事項

１）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

２）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため、関係諸機関に対する協力及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務書「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。